

## ※必ずお読みください

### 電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和2年10月調剤分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Iにおいてコードが記載されている項目（調剤行為等）については、該当するコードを選択の上請求することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。

（受付・事務点検ASPチェック※の対象となります）

については、記載事項のある項目（調剤行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険薬局が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

記載要領通知 令和2年3月27日付 保医発0327第1号 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
別表I 調剤診療明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧<一部抜粋>

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
2	01	自家製剤加算	（自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき）算定理由が明確となるように記載すること。	830100438	算定理由（自家製剤加算）：*****
3	01	一包化加算 自家製剤加算 計量混合調剤加算	（同一の保健医療機関で一連の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付1回とされた異なる保険医の発行する処方箋にかかる調剤については、同一調剤であっても、それぞれ別の「処方」欄に記載することとされているが、このことにより、一包化加算、自家製剤加算及び計量混合調剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき）算定理由が明確となるように記載すること	830100439	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由（自家製剤加算）：*****
				830100440	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由（一包化加算）：*****
				830100441	異なる保険医の発行する処方箋に係る算定理由（計量混合調剤加算）：*****